

(4) 提出書類

①本人確認書類添付箇所 ※届出者全員添付

※ 運転免許証、健康保険証、
マイナンバーカード(表面)、
年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し等、
本人確認書類を貼付してください。

②振込口座指定者 ※(3).アの選択者のみ

※ 通帳やキャッシュカードの写し等、
受取人口座の金融機関名
口座番号・口座名義人を確認できる
部分の写しを貼付してください。

※ その他追加提出書類が必要な方(下記に該当する方は提出書類の写しを同封してください。)

- 児童と別居している方 … 児童の世帯の住民票
(児童手当受給者(公務員を除く)、公務員や高校生世帯で、国や市の給付金で提出済みの場合は不要)
- 里親の方 … 委託・措置決定通知書の写しなど
- その他養育者の方 … 対象児童の実親の状況がわかる資料や申立書

以下の誓約・同意事項をお読みになり、同意のうえ申請してください。
なお、**国の「子育て世帯生活支援特別給付金」または他市の給付金を受給済の方は対象外となります**のでご注意ください。

【誓約・同意事項】

- ① 函館市子育て世帯物価高騰緊急給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- ② 給付金の支給要件の該当性などを審査等するため、函館市が必要な住民基本台帳情報、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当のほか、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、函館市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 函館市が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月15日までに、函館市が申請・請求者に連絡・確認できない場合、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑦ 同一児童について、給付金を受給済みではありません。
(受給していた場合には、給付金を返還します。)